

令和3年5月11日

保護者の皆様へ

嘉麻市立碓井中学校
校長 松岡 琢磨

新型コロナウイルス感染症対策について（お願い）

表題の件については、本県に5月12日から新型コロナウイルス感染症に対する緊急事態宣言が出されます。この宣言を受け、部活動の終礼時刻の変更含め、今後も引き続き学校における感染症感染拡大防止に努めてまいります。

つきましては、お子様が安心・安全な学校生活を送ることができるようご家庭におきましてもご協力をお願いいたします。

ご家庭における感染予防について

- 1 毎日、登校前にお子様の健康観察（発熱や風邪症状の有無の確認）を必ず行ってください。
- 2 発熱等や風邪の症状がみられる場合は、無理をせず、自宅で休養をお願いします。
(欠席扱いにはなりません)
- 3 市内において感染がまん延している状況で、同居の家族に発熱等の症状がある場合には、学校からの依頼に基づき、登校を控えていただく場合があります。
- 4 発熱等の風邪の症状がみられるときは、かかりつけ医や相談ダイヤル等に相談をしてください。
- 5 帰宅後は、まず、手や顔を洗うよう指導をお願いします。まお、手洗いは30秒ほどかけて水と石鹸で丁寧に洗うようご指導ください。
- 6 登校及び外出時等に身体的な距離が十分に取れないとき正しいマスクの着用の指導をお願いします。（着用時は、鼻を出さないように着用し、密着度を高めさせてください。）
※気温や湿度が高い場合（熱中症を引き起こす可能性が高いと考えられる場合）には、マスクを外し、熱中症予防を優先させます。
- 7 お子様や、同居の家族が PCR 検査を受ける場合は、必ず学校へ連絡をお願いします。
また、その場合の結果についてもご連絡をお願いします。

生徒や教職員が感染した場合の対応について

出席停止について 新型コロナウイルスに感染しているかどうかを確認するために検査（PCR検査、抗原検査）を受けるときは、登校できません。その場合は、欠席ではなく出席停止となります。（※登校できる場合もあります） 児童生徒（本人）が感染したときの出席停止の期間などについては、保健所の指示に従ってください。

なお、感染状況による登校や出席停止等の判断基準を以下のとおりといたします。

場 合	受ける人		登校	出席停止期間等
	本人	家族		
①濃厚接触者になって 検査をする場合	●		×	感染した人と接触をした日の翌日から14日間 ※陰性が判明した場合でも、14日間は出席停止
		●	×	検査を受けることとなった時から、検査結果(陰性)が判明するまで
②学校や習い事、勤務先などで感染者が確認され、濃厚接触者ではないが、保健所の指示により検査をする場合	●		×	感染した人と接触をした日の翌日から7日間 ※陰性が判明した場合でも、7日間は出席停止
		●	×	検査を受けることとなった時から、検査結果(陰性)が判明するまで
③学校や習い事、勤務先などで感染者が確認され、自分や勤務先の判断で検査をする場合	●		×	検査を受けることとなった時から、検査結果(陰性)が判明するまで
		●	○	登校できます。
④勤務先や自分の判断で検査する場合(定期検査等)	●	●	○	登校できます。
⑤発熱等の風邪の症状があり、検査をする場合	●		×	検査を受けることとなった時から、検査結果(陰性)が判明するまで
		●	×	
⑥COCOA の通知を受けて、検査をする場合	●		×	検査を受けることとなった時から、検査結果(陰性)が判明するまで。
		●	○	登校できます。

※「濃厚接触者」とは、

症状が出た日の2日前から、1メートル以内で15分以上の会話をした相手を指します。ただし、マスクをしていれば該当しません。1メートル以上離れていれば、濃厚接触者とはならないということが、国立感染症研究所感染症疫学センターで定義されています。

臨時休校について

感染者(教職員を含む)の学校内での活動の状況や地域の感染拡大の状況を踏まえ、学校内で感染が広がっている可能性が高いと判断される場合、保健所の指示の下、学校保健安全法第20条に基づく「臨時休業」の措置を取ります。学校内の感染拡大の可能性が高い範囲に応じて、学級単位、学年単位又は学校全体の臨時休業となります。

※ 児童生徒や先生に感染者が確認された場合でも、原則、学校は休校となりませんが、感染の状況により、休校となる場合があります。